

(令和 7 年版) 年末調整 操作手順書

令和 7 年の年末調整では、所得税の「基礎控除」「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。以下の操作手順書をご一読いただき、年末調整の作業の際にご活用ください。

《FIS 給与システムでの処理手順》

職員情報

[] 処理に必要な確認書類

[] システム操作メニュー

1. 対象者のチェック
2. 扶養区分の登録、修正

- ・配偶者控除等申告書
- ・扶養控除等（異動）申告書
- ・基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

年末調整

3. 年末調整のデータ入力

- ・保険料控除申告書
- ・前職の源泉徴収票（該当者のみ）
- ・住宅借入金等特別控除申告書（該当者のみ）

5. 年末調整計算処理（精算処理）

※精算額は精算先に指定した給与、賞与の明細書に「年末調整還付金」と反映

6. 確認帳票の印刷

年末調整一覧などで内容を確認

給与・賞与

4. 最終の給与・賞与の計算

※3と4は平行して作業できます。

7. 給与・賞与の明細書で「年末調整還付金」の確認

年末調整

8. 提出書類等の印刷

- ・給与支払報告書
- ・所得税源泉徴収簿
- ・賃金台帳

FIS 給与計算システム ~年末調整 操作手順書~

職員情報

対象者のチェック

「採用年月日」「退職年月日」などの基本情報や「年末調整あり」の設定、扶養区分など職員情報の設定内容を確認します。

「基本」タブ

- ・氏名／フリガナ
- ・生年月日
- ・郵便番号／住所
- ・採用年月日／退職年月日（退職者）
- ・在職区分

職員番号	233	氏名	会計 花子	職種	正職員	所属	保育園
基本	支給方法	所得税	扶養親族	住民税	社会保険	労働保険	前職情報
氏名	花子	支給形態	1:月給	職種	1:正職員	所属	1:保育園
フリガナ	カイ	ハコ					
性別	<input type="radio"/> 男 <input checked="" type="radio"/> 女	採用年月日	昭和 64年01月07日 年齢 31	役職	3:保育士	所属	1:保育園
生年月日		郵便番号	003-0024	在職	1:在職	退職年月日	_____年____月____日
郵便番号	003-0024	住所	札幌市白石区	電話番号			

職員番号	233	氏名	会計 花子	職種	正職員	所属	保育園
基本	支給方法	所得税	扶養親族	住民税	社会保険	労働保険	前職情報
扶養親族区分	1:扶養申請中	年調計算区分	0:年末調整あり				
源泉徴収票	本人 一般障害者 [0:なし] 未成年者 [0:なし] 特別障害者 [0:なし] 死亡退職 [0:なし] 寡婦 [0:なし] 災害者 [0:なし] ※ 特別の寡婦 [0:なし] 外国人 [0:なし] ※ 寡夫 [0:なし] ひとり親 [0:なし] ひとり親 [0:なし] 勤労学生 [0:なし]						
摘要欄1							
摘要欄2							
給与種別	1:給与賞与						
提出市町村							
平成19年1月1日～平成20年12月31日							
保存 F1	中止 F4	表記会 F5	職員番号訂正 F6	次ページ F8			
INS NUM CAPS							

「所得税」タブ

- ・年調計算区分：「0：年末調整あり」のチェック
- ・本人の所得税区分のチェック

【本人】所得税区分「ひとり親」について。

令和二年の年末調整からは、「ひとり親」が追加されました。

それに伴いまして「特別の寡婦」が廃止になっております。

※ひとり親の該当要件

- ・未婚
- ・同一生計の子共がいる。
- ・合計所得金額が 500 万円以下

【注意】「特別の寡婦」「寡夫」は現在未使用の項目です。

FIS 納入計算システム ~年末調整 操作手順書~

職員情報

扶養区分の登録、修正①

扶養親族の税扶養区分を確認、登録します。

「職員情報」 - 「扶養親族」タブ

- ・配偶者の有無 (1:なし 2:源泉控除対象 3:控除対象外)
※同一生計配偶者／控除対象配偶者のチェック項目も要確認
- ・扶養親族 (配偶者以外の扶養区分・障害者区分・16歳未満扶養親族区分)

【「特定親族特別控除」の創設】

・New 特定親族特別控除

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢
19歳以上 23歳未満の親族で合計所得金額が
58万円超 123万円以下の人のことをいいます。

FIS 納入では、該当する親族がいる場合、
「特定親族数」に人数を入れて登録していく
だくことになります。
※合わせて、家族構成にも特定親族項目を
追加しております。
該当者にはチェックを付与してください。

The screenshot shows the 'Employee Information' window with the 'Maintenance' tab selected. In the 'Allowance Family' section, the 'Family Member' sub-section shows '配偶者の有無' (Type of Spouse) set to '2: Source Deduction Subject'. The 'Allowance Family' sub-section shows '特定扶養親族数' (Number of Specific Allowance Family Members) set to 1. A red box highlights this input field. Below it, there is a note: '同一生計配偶者' (Joint Income Spouse) and '控除対象配偶者' (Deduction Subject Spouse). A small note at the bottom states: '※平成29年以前では使用しません' (Not used before Heisei 29).

●職員情報

令和7年12月に行う年末調整より「特定親族特別控除の創設」、「扶養親族等の所得要件の改正」
が行われますので、年末調整の計算を行う前に扶養親族情報の登録内容について見直しをしていただくようお願いいたします。

※改正内容の詳細につきましては、国税庁ホームページ等でご確認ください。

令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>

FIS 給与計算システム ~年末調整 操作手順書~

職員情報

扶養区分の登録、修正②

扶養親族の方がいる場合、年末調整提出書類に記載が必要となる各情報を入力します。

- ① メニュー「家族構成」をクリックします。
- ② 職員参照画面より登録する職員を選択します。
- ③ 扶養親族情報を入力します。(続柄・生年月日・氏名・扶養区分など)

◎続柄区分

続柄を選択します。

◎生年月日

扶養親族の生年月日を入力します。

※昭和 5 年は S05、平成 5 年は H05 など、必ず二桁で

入力してください。

◎氏名／氏名カナ

扶養親族の氏名、フリガナを入力します。

◎扶養区分

通常の扶養親族、16 歳未満の年少扶養親族など源泉徴収票

(給与支払報告書) に記載する親族はチェックを入れてください。

◎配偶者

配偶者の場合はチェックを入れる。

◎特定親族

特定親族に該当する方にチェックを入れる。

続柄区分	生年月日	氏名	氏名カナ	扶養者	非居住	特定親族	非居住区分	及び
子供	8.15/04/15 美幸	美幸	ミツキ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0	
孫子女	8.22/11/18 雅美	雅美	マキミ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

◎非居住者

国内に居住していない場合にチェックを入れる。

◎非居住区分

扶養親族に非居住とする方がいる場合に家族構成「非居住」にチェック付与、

さらに非居住区分を選択していただくことで、源泉徴収票「控除対象扶養親族

等」の区分に内容が反映されます。(複数該当する場合は、いずれか一つを選択)

1.非居住者（30 歳未満又は 70 歳以上）

2.非居住者（30 歳以上 70 歳未満、留学生）

3.非居住者（30 歳以上 70 歳未満、障害者）

4.非居住者（30 歳以上 70 歳未満、38 万円以上送金）

- ④ 登録する際、最終行の次の空自行にカーソルを持っていき 「保存 F1」をクリックします。

給与・賞与

最終の給与・賞与計算

12 月に支払う給与または賞与の計算を通常通りに行います。

※次項の『年末調整のデータ入力』と並行して行って構いません。

年末調整

年末調整のデータ入力

- ① 「年末調整」メニューから「年末調整入力」をクリックします。

※12 月の最終給与・賞与が確定する前、各種申告書や保険料控除証明書が回収出来た時点で
入力しても構いません。

- ② 年末調整入力メニュー内で配偶者合計所得、各種保険料支払額、その他情報を入力します。

FIS 給与計算システム ~年末調整 操作手順書~

項目	入力可否	内容
本人合計所得見積額	○	当年の本人合計所得見積額を入力。 ※年末調整計算前の配偶者（特別）控除の計算に使用します。
本人合計所得（給与所得控除後の金額）	×	年末調整計算後に当年の本人合計所得金額が表示されます。
所得金額調整控除	×	年末調整計算後に所得金額調整控除に該当する場合には、 「該当有」と表示されます。
配偶者合計所得	○	収入から必要経費を差し引いた金額を入力。
配偶者特別控除	×	年末調整計算後の本人合計所得の数字により配偶者合計所得、 配偶者情報で『控除対象外』の状態を見て、所得が条件の範囲 内であれば金額を算出します。 ※年末調整計算前は本人合計所得見積額に数字を入力で算出可能。
旧生命保険料	○	旧契約に該当する実際に支払った生命保険料の全額。
旧生命保険料控除	×	旧生命保険料に入力した金額を元に算出。
新生命保険料	○	新契約に該当する実際に支払った生命保険料の全額。
新生命保険料控除	×	新生命保険料に入力した金額を元に算出。
旧個人年金保険料	○	旧契約に該当する実際に支払った個人年金保険料の全額。
旧個人年金保険料控除	×	旧個人年金保険料に入力した金額を元に算出。
新個人年金保険料	○	新契約に該当する実際に支払った個人年金保険料の全額。
新個人年金保険料控除	×	新個人年金保険料に入力した金額を元に算出。
介護医療保険料	○	平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した介護医療保険料の全額。
介護医療保険料控除	×	介護医療保険料に入力した金額を元に算出。
旧長期損害保険料	○	平成 18 年 12 月 31 日までに契約した長期損害保険料に該当す る実際に支払った保険料の全額。
長期損害保険料控除	×	旧長期損害保険料に入力した金額を元に算出。
地震保険料	○	実際に支払った地震保険料の全額。
地震保険料控除	×	地震保険料に入力した金額を元に算出。
社会保険料（申告分）	○	給与からの控除以外で支払ったすべての社会保険料の合計金 額を入力。
上記のうち国民年金保険料等	○	申告分のうち「国民年金保険料」「国民年金基金」の金額を入力。
小規模企業共済等掛金	○	小規模企業共済掛金の控除額の全額を入力。
住宅借入金取得特別控除	○	住宅借入金等特別控除可能額を入力。
住宅借入金等特別控除適用数	○	住宅借入金等特別控除の適用回数を入力。
居住開始年月日	○	居住開始年月日を入力。
控除区分	○	住宅借入金等特別控除区分の選択。
年末残高	○	住宅借入金の年末残高を入力。

FIS 給与計算システム ~年末調整 操作手順書~

項 目	入 力 可否	内 容
New 給与所得以外の所得	○	給与所得控除後（調整控除後）の金額に加算し、年調計算時に基礎控除、配偶者（特別）控除の判定に使用します。
New 12月1日以降の給与等の支給有無	○	令和7年12月1日以降に給与等の支給がある場合には「有り」。支給がない場合は「無し」にします。※今年に限り税額表が異なるため。
前職及び調整等 課税支給	○	前職分の収入の入力、課税支給額を調整する場合に使用。
前職及び調整等 社会保険料	○	前職分の社会保険料の入力、社会保険料を調整する場合に使用。
前職及び調整等 算出年税額	○	前職分の所得税額の入力、所得税額を調整する場合に使用。

『前職情報』登録メニュー及び【前職情報からの読み込み】機能について。

職員情報の中に、前職の支払者名、課税支給、社会保険料、算出年税額、といった情報を入力する「前職情報」メニューがございます。

※こちらの情報を源泉徴収票及び給与支払報告書の摘要欄に記載します。

こちらのメニューで登録しました前職情報は、
「源泉徴収票・給与支払報告書」の摘要欄に反映します。

なお、支払先が二箇所以上ある場合、合計金額をこちらで
入力しまして、支払先二箇所目の支払者名については、
従来の職員情報 所得税の摘要欄に入力する、或いは
Excelに保存した後に編集するといった方法を行います。

こちらのメニューで登録しました前職の金額を含めて
年末調整の計算を行うためには、「年末調整入力」内の前職及び調整等にも同額を入力する必要があります。

そのため、前職及び調整等に『前職情報からの読み込み』
ボタンを追加いたしました。

職員情報 前職情報で入力しましたら、必ず年末調整入力 - 『前職情報からの読み込み』を実行するように
してください。

FIS 給与計算システム ~年末調整 操作手順書~

【本人合計所得見積額】

年末調整計算前に配偶者控除額を確認したい場合は、本人合計所得見積額に概算の数字（或いは昨年の数字で）を入力します。

※年末調整計算の後は、見積額に入力した数字は無視されます。

【本人合計所得】

年末調整計算後、給与所得控除後の金額が表示されます。

※この金額で配偶者（特別）控除の数字を算出します。

保険料・給与所得者の配偶者控除等申告書			
本人合計所得見積額	<input type="text" value="1"/>		
配偶者合計所得	<input type="text" value="0"/>		
旧生命保険料	<input type="text" value="0"/>		
新生命保険料	<input type="text" value="0"/>		
旧個人年金保険料	<input type="text" value="0"/>		
新個人年金保険料	<input type="text" value="0"/>		
介護医療保険料	<input type="text" value="0"/>		
旧長期障害保険料	<input type="text" value="0"/>		
地震保険料	<input type="text" value="0"/>		
社会保険料(申告分)	<input type="text" value="0"/>		
上記のうち国民年金保険料等	<input type="text" value="0"/>		
小規模企業共済等掛金	<input type="text" value="0"/>		
合計年月日1	<input type="text" value="年月日"/>	控除区分	
合計年月日2	<input type="text" value="年月日"/>	控除区分	
前職及び調整等			
課税支給	<input type="text" value="500,000"/>	社会保険料	<input type="text" value="1,500"/>
		算出年税額	<input type="text" value="3,000"/>
保存 F1	中止 F4	前職情報から読み込み	

FIS 給与計算システム ~年末調整 操作手順書~

【住宅借入金取得特別控除に関する情報の登録】

適用数／居住開始年月日／区分／年末残高／住宅借入金等特別控除可能額を入力します。

住宅特別控除申告書	
住宅借入金取得特別控除	150,000
居住開始年月日1	H 30年4月5日
控除区分1	1:住
年末残高1	15,000,000
住宅借入金等特別控除適用数	1
居住開始年月日2	年月日
控除区分2	0:
年末残高2	0
前職及び調整等	
課税支給	500,000
社会保険料	1,500
算出年税額	3,000
前職情報から読み込み	
保 存 F1	中 止 F4

【収入 850 万円超で所得金額調整控除の要件に該当する方がいる場合】

職員情報一所得税メニューの「所得金額調整控除の適用」にチェックを入れて保存した上で
年末調整計算処理を行ってください。 結果、所得金額調整控除「適用有」と表示されます。

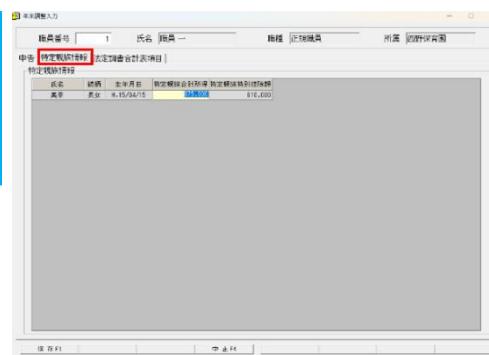
<要件について>

年中の給与の収入金額が 850 万円を超えていて、
本人が特別障害者に該当する場合又は年齢 23 歳未満
の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者、
若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合。
※その他、詳細につきましては国税庁の資料などをご参照ください。

FIS 給与計算システム ~年末調整 操作手順書~

【年末調整入力 - 特定親族情報】

特定親族に該当する方がいる場合に、合計所得金額を入力してください。



年末調整

年末調整計算処理（精算処理）

入力が全て終わったら、年末調整の精算を行うために年末調整計算処理を行います。

① メニュー「年末調整計算処理」をクリックします。

② 所属を選択して「計算 F1」をクリックします。

年末調整

年末調整一覧

精算処理を行いましたら、年末調整一覧などで確認をします。

給与・賞与

給与・賞与の明細書で「年末調整還付金」の確認

精算処理によって、「年末調整還付金」に精算額が反映していることを確認します。

なお、精算先が最終給与・賞与ではなく、単独で精算を行っている場合は、『年末調整明細書』を確認します。

年末調整

提出書類等の印刷

年末調整が終わりましたら、最後に提出書類を印刷します。

- ・給与支払報告書
- ・所得税源泉徴収簿
- ・賃金台帳

年末調整の詳細は国税庁「令和7年分 年末調整のしかた」をご参照ください。

【国税庁 HP - パンフレット・手引き】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/01.htm>

その他ご不明な点等ございましたら、当社までご連絡ください。

株式会社 会計情報システム T E L : 0 1 1 – 3 7 6 – 1 9 8 7

Email : support@fiscom.co.jp